

新たな地方公会計基準の検討状況

平成26年1月

地方公会計の整備促進

1. 現状

発生主義による財務書類の整備

企業会計の考え方に即した財務書類^(注)を整備することにより、資産・負債(ストック)や見えにくい行政コストを総体的・一覽的に把握

(注)財務書類4表：貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書

- 各地方公共団体における財務書類の作成状況は着実に進捗

財務書類整備の意義

- ①財務情報の分かりやすい開示や、
- ②財政運営の効率化・適正化を推進

2. 課題

- 総務省提示モデルのほか、東京都等の複数の作成方式があり、比較可能性の確保等が課題
- 既存の決算データを活用した簡便な財務書類の作成に留まっている団体が多く、固定資産台帳の整備等が進んでいない

3. 今後の取組方針

<今後の地方公会計推進に向けた方向性>

- 今後の地方公会計の推進に向け、統一した基準を設定することが必要
- 公共施設の管理・更新や活用の充実の観点から、固定資産台帳の整備等は必要不可欠

今後の新地方公会計の推進に関する研究会「中間とりまとめ」(H25.8)

- 今年度中を目途に、新たな基準や固定資産台帳整備の指針等を取りまとめる予定
- 各種マニュアルの整備を図り、新たな基準による財務書類の作成を要請

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会・中間とりまとめ」の概要①

新地方公会計の推進に向けた基本的な考え方

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

補完

発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

- ・活用の充実等のために、他の地方公共団体と比較が可能であることが重要
- ・地方公共団体全体としての財務情報の開示のために、財務書類の作成の基本となる部分は、統一的な取扱いとして整理すべき

今後、地方公会計の推進を図るためには、その整備にあたっての標準的な考え方・方法を示す基準を設定することが必要

基準のあり方について

総論（財務業績の考え方）

- 右記の地方公共団体の特性を踏まえると、
- ① 一会計期間の経常的な費用がどの程度あり、
 - ② それが税収等の財源によってどのように賄われ、
 - ③ 固定資産の増減等を含め、将来に引き継ぐ純資産がどのように変動したかを示す
- ことによって財務業績を評価することが適当

<地方公共団体の行財政運営の特性>

- ・総合的な行政主体であり、経常的・投資的事業の双方にわたって様々な業務を担っていること
- ・課税権を有するとともに、多くの地方公共団体で税収以外の地方交付税等が収入の一定割合を占めていること
- ・一部の特例的な公債を除き、建設公債主義の下で公債の発行を行っていること

各論（財務書類4表等の取扱い）

貸借対照表：有形固定資産の評価基準については、実務的な要素も考慮に入れた上で再整理が必要

行政コスト計算書・純資産変動計算書：財務業績の考え方を踏まえ、わかりやすさや継続性等に配慮し、具体的な検討を進めるべき

資金収支計算書：既存の決算情報との関連性や、現金収支と発生主義による費用と財源の差額の違いを説明することが必要

※その他：インフラ資産に係る減価償却の計上方法について再整理が必要

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会・中間とりまとめ」の概要②

今後の実務上の課題と対応の方向性

(1) 固定資産台帳の整備

- 資産・債務改革のみならず、公共施設の維持管理・更新等の把握の観点からも固定資産台帳の整備は必要不可欠
- いつまでにどの程度のものを整備するかは、実務的な検討が必要
- 特に道路等のインフラ資産は、簡便的な方法を検討すべき

(2) 複式簿記の導入

- 検証可能性を高め、事業別・施設別等での分析を可能とするため、複式簿記の導入は必要不可欠
- いつまでにどの程度のものを導入するかは、実務的な検討が必要

(3) 開示等にあたってのわかりやすい表示等

- 円滑に導入に向けた取組が進むよう、関係者の理解が促進されるよう様式等は簡素でわかりやすいものとする必要がある

(4) 活用の充実等

- 財政の効率化・適正化につなげるためにも、行政評価や予算編成等への活用の充実が重要で、継続的な取組が必要
- 一層の活用を図るため、財務書類の作成及び公表の早期化が必要

(5) 地方公会計の推進に貢献する人材の育成・教育

- 適切な財務書類を作成し、会計処理体制の充実・強化を図るためにも、継続的な人材育成が必要

(6) 地方公共団体における事務負担等

- 新たな基準の導入にあたっては、いずれの地方公共団体においても相応の調整を行う必要があることから、慎重に進める必要がある
- 特に小規模団体における体制の確保やコスト負担等について配慮等が必要

(7) 地方全体に係る連結等の取扱い

- 地方公共団体の全体としての連結のあり方等について、集計方法等を含め、更なる精査を行っていく必要がある

(8) 実務の円滑な実施に向けた全体的なロードマップの提示

- 新たな基準の導入にあたっては、地方公営企業法の財務規定等の適用範囲拡大の議論等も踏まえた全体的なロードマップを示し、円滑に実務が実施できるよう配慮すべき

今後の地方公会計推進のスケジュール

H25.7

H26.4 目途

本研究会

基準のあり方
財務書類の
詳細設計

固定資産台帳の整備

複式簿記の導入

中間とりまとめ
本研究会

必要に応じて随時開催

地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会
基準の具体的検討
(財務書類の詳細設計)

地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会
固定資産台帳の整備指針の検討
(記載内容、手順 等)、
複式簿記の導入に向けた具体的進め方
(程度、手法 等)

最終報告
本研究会

本研究会最終報告以降、
順次検討

- ・財務書類の作成マニュアルの作成
- ・新しい基準を活用した地方公会計整備の要請
- ・整備指針等に基づく固定資産台帳の整備等の要請

※地方公営企業法の財務規定等の適用範囲拡大(法適用の拡大)の議論やスケジュールを踏まえたものとする

(参考)今後の地方公営企業会計制度等の見直しのスケジュール(案)

法適用
の拡大

地方公営企業法の適用に関する調査研究会
(課題整理)

地方公営企業法の適用に関する研究会

- ・研究会等の内容を踏まえ、対応を検討

会計基準
の見直し

準備期間(平成26年度予算及び決算から適用(早期適用も可能))

地方公営企業会計(法適用)と新たな地方公会計基準(案)の比較(総論)

	地方公営企業会計(法適用)	新たな地方公会計基準(案)	備考
財務諸表(書類)の作成目的	<ul style="list-style-type: none"> ・経営成績を明らかにすること(法第20条第1項) ・財政状態を明らかにすること(同条第2項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明責任の履行 ・財政の効率化、適正化 	—
決算で作成すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・剰余金計算書又は欠損金計算書 ・剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・決算報告書 ・各種明細書 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討中 ※現行モデルの財務書類 <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 ・附属明細表(書) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな地方公会計基準(案)の行政コスト計算書、純資産変動計算書の様式や計上項目により組替作業が必要 ・剰余金の処分状況について把握できない
注記	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な会計方針、キャッシュフロー計算書に関する注記、貸借対照表に関する注記等(規則第35条～44条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な会計方針、重要な会計方針の変更等、重要な後発事象、偶発債務、追加情報等 	—

地方公営企業会計(法適用)と新たな地方公会計基準(案)の比較(総論～BS関係)

	地方公営企業会計(法適用)	新たな地方公会計基準(案)	備考
会計処理	・日々仕訳による	・検討中(日々仕訳、期末一括変換等)	・地方公営企業の方が日々の複式処理を把握することができる
決算書の作成基準日	・3月31日(出納整理期間なし)	・3月31日(ただし、 <u>出納整理期間中の現金受払等を含む</u>)	—
決算書の完成時期	・ <u>5月末(決算日から2ヶ月以内に長に提出:法第30条第1項)</u>	・ <u>9月までの公表といった早期の対応が望ましい</u>	・地方公営企業の方がより早く経営状況を把握でき、経営活動に活用することが可能
貸借対照表の区分	・資産、負債、資本	・資産、負債、純資産	—
資産・負債の内訳	・固定資産、流動資産、繰延資産 ・固定負債、流動負債、繰延収益	・固定資産、流動資産 ・固定負債、流動負債	・繰延収益の把握をどうするか
資本(純資産)の内訳	・ <u>資本金、資本剰余金、利益剰余金、<u>その他有価証券評価差額金</u></u>	・検討中	・新たな地方公会計基準(案)の純資産の内訳構成次第で法適用の際に調整作業が必要
減損会計	・ <u>適用</u>	・ <u>適用しない</u> (今後の検討課題)	・法適用の際に調整が必要

地方公営企業会計(法適用)と新たな地方公会計基準(案)の比較(PL関係)

	地方公営企業会計(法適用)	新たな地方公会計基準(案)	備考
損益計算書(行政コスト計算書)の作成目的	・一会計期間における企業の <u>経営成績</u> を明らかにすること	・検討中(一会計期間における地方公共団体の費用(及び使用料等の収益)を明らかにすること)	—
損益(当年度差額)計算	・ <u>損益計算書</u> で実施、全ての収益・費用が計上される	・費用(純行政コスト)と財源※との差額を当年度差額として表示 ※財源:補助金や税金等	・新たな地方公会計基準(案)では、当年度差額に建設改良補助金等が含まれるため、建設改良補助金等を別途把握する必要がある
損益計算書(行政コスト計算書)の区分	・ <u>営業損益、営業外損益、特別損益</u>	・検討中 (費用:経常費用、臨時損失 収益:経常収益、臨時利益)	・損益計算書作成のため、より詳細な損益区分にする作業が必要
減価償却費の計算方法	・ <u>定額法</u> 又は定率法	・定額法	・減価償却方法について調整するか
減価償却費の計算開始時期	・取得年度の翌年度(ただし、取得年度から月割計算も可)	・取得年度の翌年度(ただし、取得年度から月割計算も可)	—

地方公営企業会計(法適用)と新たな地方公会計基準(案)における固定資産台帳の比較

		地方公営企業会計(法適用)	新たな地方公会計基準(案)
役割		<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表の固定資産の補助簿としての機能 ・資産管理目的としても活用 ・<u>料金算定原価の一部である減価償却費の正確な算定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務書類の補助簿としての機能 ・資産管理目的としても活用
計上単位		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>勘定科目、耐用年数、所在地のそれぞれが異なること(※1)</u> ・ただし、取替可能な単位での登録が望ましい(管渠:工事毎の内訳、建物:棟単位、構築物・機械装置:主要施設単位) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>現物との照合が可能な単位であること</u> ・<u>取替や更新を行う単位であること</u> ・実務的な観点から開始時等は資産の種類に応じて個別の対応として上記によらないことも可能(例:道路等について、開始時は、<u>年度単位に供用開始した合計数量とすることも妨げない</u>(開始後は、精緻化を図ることが望ましい))
開始時の有形固定資産の評価基準	取得価額が判明する場合	・種別によらず取得価額	・種別によらず取得価額(ただし、 <u>特定時期以降取得のみ</u>)
	取得価額が不明な場合	・ <u>みなし取得価額(地方公営企業資産再評価規則第7条)</u>	・ <u>再調達原価(ただし、道路等の土地は備忘価額1円で計上)</u>

地方公営企業会計(法適用)と新たな地方公会計基準(案)における固定資産台帳の比較

	地方公営企業会計(法適用)	新たな地方公会計基準(案)
財源情報	・登録要(※2)	・検討中(当年度の支出フローに係る財源情報については、附属明細書でマクロ的に表示)
台帳作成作業	・決算書に加え、工事台帳、下水道台帳、設計書、工事等の契約書等を用い、 <u>工事毎の単位で整理</u>	・原則として、個々の資産単位ごとに整理 ・実務的な観点から開始時等は資産の種類に応じて個別の対応として上記によらないことも可能(例:道路等※3について、開始時は、年度単位に供用開始した合計数量とすることも妨げない(開始後は、精緻化を図ることが望ましい))

※1 地方公営企業の会計規程(例)について(平成24年10月19日総財公第98号)

※2 公営企業の新会計基準における按分等の方法によって資産と補助金等の対応関係を決定する方法を参考に、簡便な方法を認めることも想定。

※3 詳細については要領等において検討。なお、地方公営企業では、簡易水道や下水道の管路等を想定。

※4 新たな地方公会計基準(案)に係る記載内容については、今後の作業部会の議論等で変わる可能性がある。(連結(地方公営企業等)の手法は、要領等で検討予定。)

地方公営企業会計（法適用）と新たな地方公会計基準（案）の比較（まとめ）

- 開始時の固定資産の評価基準や固定資産台帳への計上単位が異なる場合があるため、料金算定の基礎となる減価償却費が異なる場合がある。
- 財源情報を登録しない場合、地方公営企業会計（法適用）の長期前受金の金額を把握することができない。
- 地方公営企業会計（法適用）の決算書として新たな地方公会計基準（案）の財務書類をそのまま使用することはできない。
- 新たな地方公会計基準（案）を法適用する際に必要な調整
 - ・資本の部の内訳の把握
 - ・長期前受金の把握
 - ・減損損失の調整（固定資産の評価）
- 新たな地方公会計基準（案）の純資産の部の整理方法によるが、利益剰余金が把握できないため、企業として利益の累積状況が把握できなくても問題ないか。また、情報の適時性の観点から、法適化の方が有用な情報をタイムリーに把握できるのではないか。